



## Contents

- 2 ..... 令和7年度福島県下農業委員会大会開催  
行政視察研修で天童市農業委員会の皆様が来市
- 3 ..... Agri Interview、Topics
- 4 ..... News
- 5 ..... 農地流動化情報、農業者年金
- 6 ..... 地区だより、今号の表紙から



# 令和7年度福島県下農業委員会大会が 開催されました

昨年11月6日(木)、福島市飯坂町パルセイイざか2階コンベンションホールにおいて、令和7年度福島県下農業委員会大会が開催され、永年勤続農業委員・農地利用最適化推進委員表彰式と第42回農業委員会情報誌コンクール受賞式が行われました。

永年勤続農業委員・農地利用最適化推進委員表彰式において、いわき市農業委員会の佐川良平委員、藁谷昭夫委員、木村茂委員、吉田忠夫委員の4名が表彰されました。

また、永年勤続農業委員会職員として、いわき市農業委員会事務局の鯨岡孝行農地調査係長、遠藤勉技能員が表彰されました。

更に、いわき市農業委員会だより「TAGAYASU」No.203においては、



▲県農業会議会長賞最優秀賞

福島県農業会議会長賞最優秀賞・福島県知事賞を受賞し、鈴木義直いわき市農業委員会だより編集委員会委員長、菅野綾いわき市農業委員会だより編集委員会副委員長が登壇し、賞状と盾を受け取りました。



▲賞状と盾



▲県知事賞

# 行政視察研修で天童市農業委員会の 皆様がお越しになりました

令和7年12月1日(月)午後1時30分からJ A福島さくら四倉支店及び四倉町大森地区圃場において、天童市農業委員会総勢24名の皆様がいわき市を訪れ行政視察研修が行われました。

今回のいわき市における行政

視察研修の内容については、

①農業委員会地区審議会の設置、取組について

②遊休農地解消に向けての取り組みについて

③農林水産省荒廃農地解消優良事例

(「合同会社丹沢そば福島いわきの3項目で、①農業委員会地区審

議会の設置、取組については、鯨岡孝行農地調査係長、②遊休農地解消に向けての取り組みについては、鈴木昌則主査が説明を行いました。また、③農林水産省荒廃農地解消優良事例「合同会社丹沢そば福島いわき」の活動について



▲意見交換を行う天童市農業委員会佐藤悦雄会長

なお、活動報告後の意見交換においては、天童市農業委員会との積極的な意見交換がされました。



▲圃場見学【四倉町大森地区】



# 愛情第一・良いワインは、 良いぶどうから

田人  
ハガ マサミチ  
芳賀 正道さん

今回ご紹介するのは、田人地区の芳賀正道さんです。東京時代には、ロックバンドをしていたそうですが、今は、その面影はありません。

祖父の代では、小規模ながら農業を営んでいましたが、父は勤め人で、自分は、まさか農業をするとは思っていませんでした。2019年田人地区で耕作放棄地を取得して始めたワインぶどう畑は76a、翌年にも耕作放棄地を120a取得して、開墾・開拓し苗木を定植、今では196aまで規模拡大したとの事です。

正道さんの育てたワインの評価は、フルーティーで美味しいとSNSやネットで評判です。栽培のこだわりを聞くと「愛情第一・良いワインは良いぶどうから」その為、植物が育む地力を上げるため、自然由来の有機質と馬糞を木酢液で攪拌、それを何度も繰り返し行い完熟堆肥を作ると

ころから始め、最終的に環境負荷の少ない栽培を心がけているとの事でした。創業当時から営農理念として、日本の土地を守って下さった先人の英霊に感謝の意を示すという思いから、毎年靖国神社へ、オリジナルワインを献上しており、今年も例大祭で日本酒と共に、いわき田人産ワインが振る舞われたと、宮司様より感謝状を頂いたと嬉しそうに話していました。

正道さんは、田人地区では、農青連等の組織活動に常に参加しています。その都度、自慢のワインボトルを持参して振る舞っています。私もご馳走になり、美味しかったです。購入して食飲しています。

田人で生まれたワインを、いわき市は勿論、全国的に人気が出て地域に愛されるワインになって欲しいと期待しています。

【取り扱い先】

いわき市内飲食店・田村屋旅館・ワンダーファーム・あわの屋酒店・自家農園

(執筆 由座 盛明)

## Topics

### 非農地化と熊の誘引

近年、熊の出没、被害が大変多く報道されるようになりまし。熊は何故人の生息地に入り込んできたのでしょうか？熊が誘引される大きな要因は3つあります。

- 一つ目は環境変化によるドングリなどの木の実不足
- 二つ目は人間が残したエサの点在
- (生ゴミ、果物、農作物など)

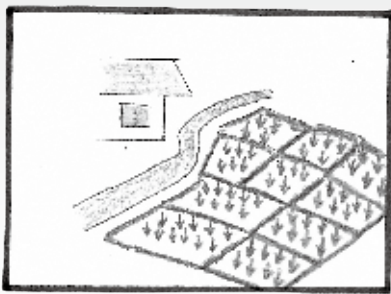
三つ目は非農地化拡大による熊の生息地拡大特に非農地化拡大により、田畑は山林化し、熊は恐怖心無く人の生息地に近づくことができるようになりました。近づいた熊は人が残した生ゴミや、柿の実、ぶどうなどの農作物の豊富なエサに歓喜し、記憶力の良さも相まって同じ場所に来るようになり、さらに徘徊する範囲を広げてきたのです。

非農地化が熊を誘引していることを忘れてはなりません。少子高齢化の問題もありますが、少なくとも見通しの良い状態を継続し、熊の誘引を防いで行きたいものです。

(描画・執筆 新妻 吉人)



▲熊撃退スプレー



## ドローンによる農地利用状況調査の実証実験を実施しました

農業委員会では農地法第三十条の規定により、年に一回、管内全ての農地の調査を行っております。

調査の結果、次に該当する農地については、非農地判断を行い、農地法第二条に規定する「農地等」に該当しないものとして取り扱うこととしております。

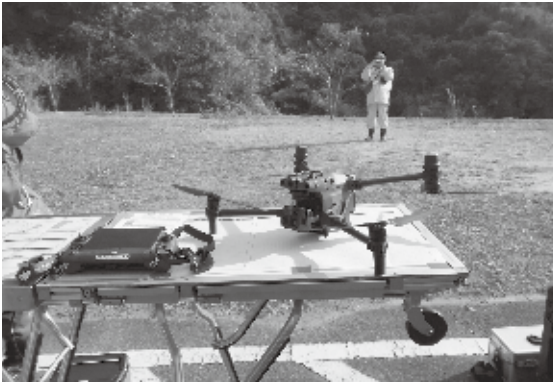
長年耕作がされておらず、既に山林・原野化している農地の非農地判断につきましては、立入困難な状況により対象地まで辿り着くことができてい

いところもあります。

こうした課題に対応するため、去る令和7年12月8日、ドローンを所有する本市消防本部の協力のもと、ドローンによる空撮を活用した利用状況調査の実証実験を実施しました。

実証実験の結果、ドローンによる調査は有効であり、調査員の負担軽減も期待できることが証明されるものとなりました。本市農業委員会としては今回の結果を踏まえながら、引き続き効率的な調査方法について検討してまいります。

【農地等に該当しない事由】  
①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること  
②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれること



○実証実験に使用したドローン



○消防本部職員によるドローンの説明

ご存じですか？

メリットが多い制度です

# 農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

【農業者年金の特徴】

- ①農業だけが加入できる国民年金の上乗せの公的年金です。
- ②少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型です。
- ③保険料は自分で決められ、いつでも見直しできます。  
(2万円～6万7千円の範囲内から千円単位)
- ④終身年金です。80歳前にお亡くなりになった場合、死亡一時金があります。
- ⑤任意脱退が可能です。脱退一時金はありません。
- ⑥保険料は全額社会保険料控除の対象、年金資産の運用益の非課税です。
- ⑦支払った保険料は、加入期間に応じ、任意脱退しても将来支給できる年金額に反映されます。
- ⑧加入後は、国民年金の付加年金(月額400円)に加入していただく必要があります。

農業者年金基金のシミュレーターで受け取り年金額を試算ができます！

詳しくは…

農業者年金基金  
ホームページ



<https://www.nounen.go.jp/>

農業者年金基金

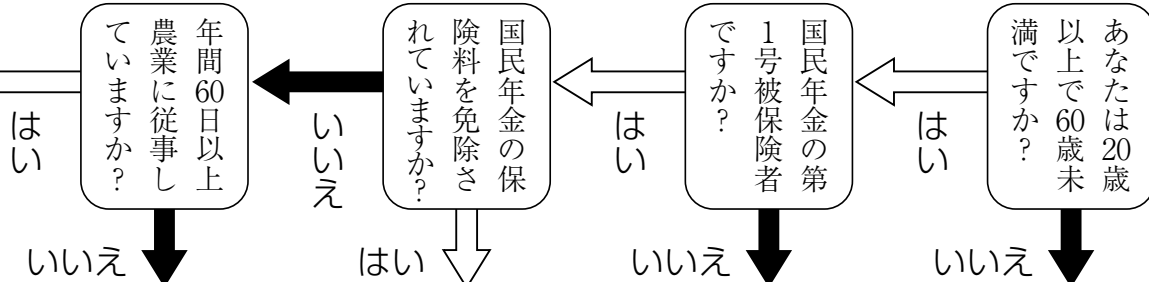
検索

加入しているかどうか問わず、制度や手続きについて、専門相談員に質問や相談ができます。

専門相談員 03-3502-3199

※平日午前9時～午後5時まで

農業者年金に  
加入できます！

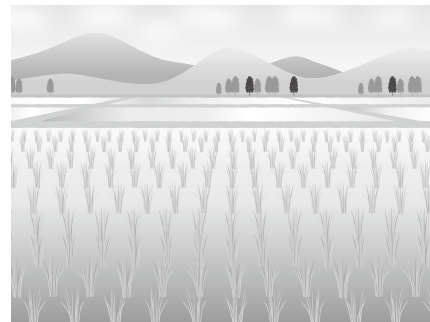


お問い合わせ先 農政振興係 ☎0246-22-7534

# 農地流動化情報

Vol.67

農業委員会では、耕作を目的とする農地情報の収集・提供を行っています。売買・貸借等の意向がある方は、是非ご相談下さい。



## 貸したい

No.	農地の所在地	地目	面積 (a)
1	大久町大久字北田 外1筆 (2筆)	畑	11.11
	計 (2筆)		11.11



◎ご覧になって、手続き等の詳細を知りたいという方は、農業委員会事務局までお問い合わせください。4月1日(水)8時30分から受付開始します。

お問い合わせ先 農地調査係 ☎0246-22-7574

# 令和8年 いわき市農作業労働賃金標準額表

いわき市農業委員会

福島さくら農業協同組はいわき統括センター

この標準額表は、本市の農業における一般的な作業について、その標準的な金額を定めたものです。作業の受委託に当たり、**当事者間で委託料を協議するための“目安のひとつ”**としてご利用ください。



【請負労働作業】(消費税抜)		標準額(円)	単位	摘要	
水	播種・芽出苗	590	1箱	◎配送料を含む	
	育苗	830	1箱	◎個人育苗硬化まで ◎配送料は別途	
	耕起	6,000	10a	◎ロータリー耕	
		7,000	10a	◎ブラウ耕	
	畔ぬり	60	1m	◎散水は別途	
	フロードキヤスターによる施肥	970	10a	◎1肥料1回 ◎運搬を含む	
	溝切り	2,000	10a	◎10aあたり3~4本	
	代かき	7,400	10a		
	田	田植	6,500	10a	◎側条施肥の場合は500円増し ◎薬剤等の場合は500円増し(1剤あたり)
		防除(ドローン以外)	900	10a	◎薬剤費は別途
業	防除(ドローン)	1,500	10a	◎薬剤費は別途 ◎50a以上の作業の場合	
	あぜ草刈	3,000	1時間	◎自走式草刈機を使用の場合	
	コンバイン	33,000	10a	◎フラ結束の場合 2,000円増し	
	コンバインの内訳	刈り取り	21,000	10a	◎倒伏の場合は話し合いによる
		乾燥	9,000	10a	
		運搬	3,000	10a	
	もみ摺	350	30kg	◎運搬を除く	
同時	500	30kg	◎もみ摺・色彩選別機同時の場合		
色彩選別機	300	30kg	◎専用持込みの場合		
くす米	100	30kg	◎計量と持ち帰りが条件(放棄する場合は該当しない)		
畑作業	耕起	6,000	10kg	◎ロータリー耕	
果樹園作業	薬剤散布	3,000	10kg	◎スピードスプレーヤを使用の場合 ◎薬剤費は別途	
	トラクターモアによる草刈り	8,000	1時間		

【雇用労働作業】(消費税は課税されません)		標準額(円)	単位	摘要
水田作業	手作業	1,100	1時間	◎よせ植え、よせ刈りなど
	機械作業	1,400	1時間	◎オペレーター料金
畑作業		1,100	1時間	
果樹園作業	整枝剪定	1,400	1時間	
	果樹一般作業	1,100	1時間	

### 【最低賃金】(雇用労働作業に適用)

福島県最低賃金(円)	1,033	1時間	◎令和8年1月1日発効
------------	-------	-----	-------------

### 【特記事項】

- 次のような場合は、当事者間で十分協議のうえ調整願います。(注：この表は、10aの整理田を基準としております。)  
 (1) 労働能力(例：年齢や経験など)や圃場条件(山間部と平坦部、乾田と湿田、未整理田、土壌条件、農道の状況など)に差がある場合  
 (2) 燃料費の高騰など著しい経費の変動があった場合  
 (3) 農作業機械の長距離搬送など追加の経費が発生した場合  
 (4) 倒伏の程度が著しい場合  
 (5) この表に記載のない作業の受委託及び標準額が当てはまらない場合
- 課税売上高が1,000万円を超える場合は、請負額に別途消費税が加算されます。
- 令和5年10月1日以降の受委託については、受託者が適格請求書等(インボイス)の交付を求められる場合がありますので、ご注意ください。
- 雇用労働作業において、食事代(賄い費)は含みません。
- 雇用労働作業について、令和8年中に最低賃金が改定された場合は、改定後の最低賃金の額を下回らないよう対応をお願いします。

※農地・農業者年金・農政問題等についてはお近くの農業委員及び農地利用最適化推進委員にご相談ください。

## 豊けき里の平窪で楽しく田植え体験

平地区

昨年5月22日に行われた平第四小学校学習田の田植え体験を紹介します。

学習田は、小川江筋取水口（小川閘場地区）から約5km南下した平浄水場（平下平窪）の西隣りにあり面積は、5アールです。

田植え体験学習は、裸足になって田んぼに入り、目印に沿って苗を植え付ける昔ながらの手法で行いました。

また、田植機乗車体験も行いました。昔と今の作業の違いも学習しました。

当日は、白鷺が飛び交う晴天の下で行われ、5年生53名が田んぼに足を踏み入れると、ほとんどの子供が初めて裸足で田んぼに入った様で、次々と歓声が湧き上り、あの不思議な感



と転びそうになるドキドキ感に笑い声を上げながら、楽しく田植え作業をしていました。

地元農家の協力の元、普段経験出来ない、苗の触り心地や田んぼの泥の感覚など貴重な体験をしていました。

秋には、稲刈り体験や収穫した、もち米で餅つき体験を実施したとの事。

田植えを通じて、米作りや田んぼの多面的な機能を学んでもらえる良い機会になったと思います。

（撮影・執筆 鈴木義直）



## 編集後記

春作業のまっただ中、話題を求めて市内を走り回りました。東にすばらしき事があれば急ぎ赴き、西にめずらしきものを聞けば取材を試みる。このようにして今号の記事が完成しました。その中から新たな取り組みとして、非農地判定にドローンを利用したことを取り上げました。今後の作業に活かすことができれば幸いです。

今、まさに有機農業が見直され、堆肥の利用が多くなりつつ有ります。今回のワインの原料であるブドウの栽培にも、有機質を使用しているなど新たな取組が行われております。私達編集者も、各地を駆けずり回りながら読者の皆様が喜んでいただける記事を掘り起こしてまいります。

（執筆 四家 誠）

## 編集委員

鈴木義直 委員長・菅野綾 副委員長  
蛭田元起・四家 誠・鈴木忠光  
木村義昭・新妻吉人・油座盛明

## 今号の表紙から

今回紹介する写真は、皆さんの地区でも、多く奉納されている稲荷神社の初午（旗揚げ）風景となります。（四倉町山田小湊地区）初午とは、和銅4年（711年）2月の最初の午の日に、稲荷大神が京都の稲荷山に降り立ったという伝承に由来し、この日は五穀豊穡を願う農耕の神である稲荷神と結びつき、全国の稲荷神社で祭礼が行われるようになったとのことです。

因みに、今年は、2月1日が初午にあたり、地区を代表して氏子と委員が、四倉町の諏訪神社の宮司立会のもと、拝礼をしました。つい最近までは、30m程のヒノキの棒を、保管場所

から参道入口まで担いで移動し、それを持ち上げ旗をセットするまで、1時間程かかりましたが、現在は、常設のスチール製のポールに変更し、旗揚げも容易となりました。

近い将来には、地区の氏子も年々高齢化していくことから、約500m先の山頂の中腹にある本殿に拝礼することが困難となること予想されます。神事を継続していく為には、仮本殿をふもとにつくることで、年老いた方もお参りができる様にするなども視野に考えています。皆さんの地区はどうでしょうか。

（撮影・執筆 木村義昭）

